

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定の取消し(四二〇・総務課)	1
個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定(四二一・総務課)	1
個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定を受けた法人の名称変更(四二二・総務課)	2
情報提供を推進すべき法人の変更(四二三・総務課)	2
情報提供を推進すべき法人の名称変更(四二四・総務課)	2
情報公開を推進すべき法人(四二五・総務課)	2
情報公開を推進すべき法人の名称変更(四二六・総務課)	2
情報公開を推進すべき法人の辞退(四二七・総務課)	3
麻しん及び日本脳炎予防接種を行う医師の辞退(四二八・健康対策課)	3
保安林の指定解除の予定(四二九・秋田地域振興局農林部)	3
大規模小売店舗の新設に関する届出(四三〇・商工業振興課)	4
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(四三一・都市計画課)	5
河川区域の変更による廃川敷地等(四三二・河川課)	5
公告	
土地改良区の定款変更の認可(鹿角地域振興局農林部)	5
土地改良区の役員の退任の届出(北秋田地域振興局農林部)	5
土地改良区の役員の就任の届出(山本地域振興局農林部)	6
土地改良区の役員の就任の届出(秋田地域振興局農林部)	6
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)二件	6
土地改良区の役員の退任の届出(仙北地域振興局農林部)	6
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)三件	6
市町村営土地改良事業の施行の同意(雄勝地域振興局農林部)	7

物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)十件	7
教育委員会公告	
秋田県立図書館総合電算システムについての企画提案書の提出	14
選挙管理委員会告示	
政治団体の設立の届出(六〇)	16
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(六一)	17
政治団体の解散の届出(六二)	21
政治団体の収支に関する報告書(六三)	22
公職の候補者の資金管理団体の届出(六四)	24
公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(六五)	24
政治団体の収支に関する報告書(六六)	25
政治活動のために寄附を受け又は支出することができない団体(六七)	27

告 示

秋田県告示第四百二十号

次の法人は、秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第三百三十八号)第四条第二項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものではなく、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十三年秋田県規則第四号)第一条の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

法人の名称

鹿角市土地開発公社

財団法人秋田県アイバンク

社団法人青少年育成秋田県民会議

財団法人秋田県勤労者福祉事業団

財団法人秋田県出かせぎ互助会

秋田県告示第四百二十一号

次の法人は、秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第三百三十八号)第四条第二項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものとなつたので、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十三年秋田県規則第四号)第一条の規

定に基づき、その名称を告示する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

法人の名称

社団法人秋田県肉用牛価格安定基金協会

秋田県告示第四百二十二号

秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第百三十八号)第四条第二項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものについて、次のとおり名称の変更があつたので、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十三年秋田県規則第四号)第二条の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

変更前の名称	変更後の名称
財団法人秋田県臓器移植推進協会 財団法人あきた産業振興機構	財団法人あきた移植医療協会 財団法人あきた企業活性化センター

秋田県告示第四百二十三号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成十三年秋田県規則第八十五号)第一条第一項の規定の適用を受けないこととなつたので、同条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

法人の名称

鹿角市土地開発公社

財団法人秋田県国民年金福祉協会

財団法人秋田県アイバンク

財団法人秋田県勤労者福祉事業団

財団法人秋田県出かせぎ互助会

秋田県告示第四百二十四号

秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成十三年秋田県規則第八十五号)第一条第一項の規定の適用を受ける法人について、次のとおり名称の変更があつたので、同条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

変更前の名称	変更後の名称
財団法人秋田県臓器移植推進協会 財団法人あきた産業振興機構	財団法人あきた移植医療協会 財団法人あきた企業活性化センター

秋田県告示第四百二十五号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成十三年秋田県規則第八十五号)第二条第一項の規定の適用を受けないこととなつたので、同条第二項において準用する同規則第一条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

法人の名称

財団法人秋田県傷痍軍人会

財団法人あきた移植医療協会

秋田県告示第四百二十六号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則(平成十三年秋田県規則第八十五号)第二条第一項の規定の適用を受けないこととなつたので、同条第二項において準用する同規則第一条第二項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

法人の名称

鹿角市土地開発公社
 財団法人秋田県アイバンク
 社団法人青少年育成秋田県民会議
 財団法人秋田県勤労者福祉事業団
 財団法人秋田県出かせぎ互助会

秋田県告示第四百二十七号

秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則（平成十三年秋田県規則第八十五号）第二条第一項の規定の適用を受ける法人について、次のとおり名称の変更があつたので、同条第二項において準用する同規則第一条第一項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲男

変更前の名称	財団法人あきた産業振興機構
変更後の名称	財団法人あきた企業活性化センター

秋田県告示第四百二十八号

各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しん予防接種及び日本脳炎予防接種については、次の医師から当該業務を行

うことについて辞退があつたので、予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）第四条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲男

医師氏名		予防接種を行う主たる場所		辞退年月日
		医療機関名	所在地	
高清水 三郎	高清水 一善	高清水医院	秋田市中通六丁目十五番六号	平成十七年三月三十日
高清水 三郎	高清水 一善	高清水医院	秋田市中通六丁目十五番六号	平成十七年三月三十日

秋田県告示第四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲男

森 林 の 所 在 場 所				全 面 積		保 安 林 面 積		保 安 林 解 除		指 定 の 目 的		解 除 の 理 由	
郡 市 町 村	大 字	字	地 番	台 帳 見 込 み (平方メートル)	見 込 み (ヘクタール)	見 込 み (ヘクタール)	面 積 見 込 み (ヘクタール)						
〃	鴻上市			一一の二	〇・九一五六	〇・九一五六	〇・二〇三四	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	昭和豊川 竜毛			一一の一	〇・五五二三	〇・五五二三	〇・〇五二三	千害の防備	公益上の理由				
〃		後山											

関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局並びに潟上市役所に備え置いて縦覧に供する。

潟上市	昭和豊川 竜毛	後山	三五の二	三六〇	〇・〇三六〇	〇・〇三六〇	〇・〇二五	干害の防備	公益上の理由
-----	------------	----	------	-----	--------	--------	-------	-------	--------

秋田県告示第四百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田 悦生
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
平鹿郡十文字町佐賀会字上沖田二百七十一 二外
十文字ショッピングセンター
- (三) 小売業を行う者の名称及び住所
マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田 悦生
秋田市土崎港北一丁目六番二十五号
ホーマック株式会社 代表取締役 前田 勝敏
- (四) 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番四十一号
大規模小売店舗の新設をする日
平成十七年十二月六日
- (五) 店舗面積の合計
七千四百三十九・三六平方メートル
- (六) 駐車場の収容台数
五百十二台

(七) 駐輪場の収容台数

二百一台

(八) 荷さばき施設の面積

四百十四・七五平方メートル

(九) 廃棄物等の保管施設の容量

百二十六・六六立方メートル

(十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

マックスバリュ東北株式会社

開店時刻 午前零時 閉店時刻 翌午前零時（二十四時間営業）
ホーマック株式会社

開店時刻 午前七時三十分 閉店時刻 午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(十一) 午前零時から翌午前零時まで（二十四時間）

駐車場の自動車の出入口の数

(十二) 七か所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(十三) 午前六時から午後九時まで

二 届出年月日

平成十七年四月五日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 縦覧期間

十文字町役場 商工課

平成十七年四月十五日から同年八月十五日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見書の提出先

秋田県産業経済労働部商工業振興課

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 都市計画の種類及び名称

秋田都市計画道路の変更（三・一・四十四号新都市大通線及び三・四・四十五号上北手雄和線）

二 都市計画を変更した土地の区域

(一) 三・一・四十四号新都市大通線

変更する部分 秋田市上北手猿田字寺ノ沢、字中谷地及び字堤ノ沢、御所野下堤字一丁目及び字二丁目、御所野元町字一丁目、字二丁目、字三丁目及び字七丁目、御所野地蔵田字一丁目及び字三丁目の一部

(二) 三・四・四十五号上北手雄和線

変更する部分 秋田市上北手猿田字寺ノ沢及び堤ノ沢、上北手古野字脇ノ田及び字台、御所野湯本字一丁目、字二丁目、字三丁目及び字六丁目、御所野元町字三丁目、字四丁目、字五丁目、字六丁目及び字七丁目、御所野地蔵田字三丁目、四ツ小屋末戸松本字坂ノ上、字地蔵田、字向田、字柳田、字島田及び古川敷、雄和田草川字高野の一部

三 都市計画の変更年月日 平成十七年四月十五日

秋田県告示第四百三十二号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

- 一 河川の名称 一級河川 阿仁川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十七年三月二十八日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
北秋田市五味堀字五味堀二百三十一番及び二百三十二番	土 地	二三五・七一平方メートル

関係図面は、建設交通部河川課及び北秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

四 その他

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、かつ土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年四月六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大館市十二所土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

退任監事の住所及び氏名
大館市十二所字水上百八番地

畠山 長司

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

一 八竜町浜口土地改良区

就任理事の住所及び氏名

山本郡八竜町大口字大口六十一番地

二 能代南土地改良区

就任理事の住所及び氏名

能代市浅内字大坪四十八番地

中山百八十二番地

福田上野二百六十二番地

河戸川字新屋布百二十番地

浅内字黒岡二十五番地

大坪七十四番地

留山三十五番地

中谷地九十五番地

浅内八十六番地

成合下七十四番地

成合七十八番地二

河戸川字新屋布七十七番地

後田百二十二番地

就任監事の住所及び氏名

能代市浅内字寒川家上十番地

頭無上百十一番地

金子 俊 顕

小川 善 信

武田 幸 雄

野呂田 彰

大塚 英 和

金谷 弘 征

金谷 政 幸

金谷 智 明

平川 宏

保坂 高 道

今野 和 義

今野 齋

大塚 博 益

佐藤 博 文

大塚 久 夫

多賀谷 政 文

保坂 鉄 典

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新城市土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

就任理事の住所及び氏名
秋田市上新城五十丁字大村屋敷百九十番地
渡 辺 良 雄

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、河辺町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年四月八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、南秋田郡面湯高岳土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年四月八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙北郡高梨土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

退任理事の住所及び氏名
大仙市払田字高柳百八十二番地
高 柳 順 逸

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田県田沢疏水土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年四月七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仙北郡協和町小種土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年四月七日認可

可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大仙市大曲土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年四月七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、羽後町から協議があった土地改良事業（羽後地区地域環境保全型農業推進総合整備事業）の施行について、平成十七年四月八日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量（一個当たりの単価契約とする。）

共通物品プリンター用トナー 百六十個

(二) 購入物品の仕様等

NECMultiWriter2300N用純正リサイクルトナー

その他については、入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

契約した日から平成十八年三月三十一日（金）まで

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十七年四月十五日（金）から同月二十五日（月）

規定する県の休日を除き、平成十七年四月十五日（金）から同月二十五日（月）

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年五月九日（月） 十時

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六

十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一個当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第

四位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費

税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望

金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ

により決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び購入予定数量（一個当たりの単価契約とする。）
共通物品プリンター用トナー 百三十個
- (二) 購入物品の仕様等
エプソンLP 9200用リサイクルトナー
その他については、入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
契約した日から平成十八年三月三十一日（金）まで
- (四) 納入場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - 秋田県出納局管財課契約班（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を除き、平成十七年四月十五日（金）から同月二十五日（月）規定する県の休日を除き、平成十七年四月十五日（金）から同月二十五日（月）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十七年五月九日（月）十時十五分
- 五 入札保証金
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一個当たりの単価とする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び購入予定数量（一個当たりの単価契約とする。）
共通物品プリンター用トナー 三十個
- (二) 購入物品の仕様等
エプソンLP 9300用リサイクルトナー
その他については、入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
契約した日から平成十八年三月三十一日（金）まで
- (四) 納入場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
 (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (一) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を除き、平成十七年四月十五日(金)から同月二十五日(月)まで
 規定する県の休日を除き、平成十七年四月十五日(金)から同月二十五日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
 平成十七年五月九日(月) 十時三十分
- 五 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
 入札金額は、一個当たりの単価とする。
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
 規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理人

秋田県副知事 西村 哲 男

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び購入予定数量(一個当たりの単価契約とする。)
- (二) 共通物品プリンター用トナー 五十個
 購入物品の仕様等
 エプソンLP 9400用リサイクルトナー
- (三) その他については、入札説明書及び仕様書による。
- (四) 納入期限
 納入場所
 契約した日から平成十八年三月三十一日(金)まで
 納入場所
 県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
 (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (一) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を除き、平成十七年四月十五日(金)から同月二十五日(月)まで
 規定する県の休日を除き、平成十七年四月十五日(金)から同月二十五日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
 平成十七年五月九日(月) 十時四十五分
- 五 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
 入札金額は、一個当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

救急救命処置訓練人形 一体

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年五月十六日(月)

(四) 納入場所

秋田県消防学校

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年四月十五日(金)から同月二十五日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年五月九日(月)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲男

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び購入予定数量(一箱当たりの単価契約とする。)
 - (二) 共通物品複写用紙 一万七千六百五十箱
購入物品の仕様等
 - (三) A四判 一箱 二千五百枚入り
 - (四) その他入札説明書及び仕様書による。
- (三) 契約期間
- (四) 納入場所
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - 秋田県の休日を含め、平成十七年四月十五日(金)から同月二十五日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
 - 平成十七年五月九日(月)午後一時三十分
 - 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
 - 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 入札の方法
入札金額は、一箱当たりの単価とする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
規則第六十六条に規定するところによる。
 - (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 - (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年四月十五日
- 秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲男
- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び購入予定数量(一箱当たりの単価契約とする。)
 - (二) 共通物品複写用紙 七百八十箱
購入物品の仕様等
 - (三) A三判 千五百枚入り
 - (四) その他については、入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
 - (四) 納入場所
県が指定する場所
 - 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年四月十五日(金)から同月二十五日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年五月九日(月)午後一時四十五分

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一箱当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一箱当たりの単価契約とする。)

共通物品複写用紙 四百六十箱

購入物品の仕様等

B四判 二千五百枚入り

(二) 納入期限

契約した日から平成十八年三月三十一日(金)まで

(三) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年四月十五日(金)から同月二十五日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年五月九日(月)午後二時

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一箱当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税

に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量（一組当たりの単価契約とする。）

簿冊表紙具（可変式） 四千六百九十組

(二) 購入物品の仕様等

A四判 十冊一組

その他入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

契約した日から平成十七年七月十一日（月）まで

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成元年秋田県条例第二十九号（第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年四月十五日（金）から同月二十五日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年五月九日（月）午後二時十五分

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一箱当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月十五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一組当たりの単価契約とする。)

(二) 簿冊表紙具(固定式) 四千二百二十五組

(三) 購入物品の仕様等

(四) A四判十冊一組

(五) その他については、入札説明書及び仕様書による。

(六) 納入期限

(七) 契約した日から平成十七年七月十一日(月)まで

(八) 納入場所

(九) 県が指定する場所

(十) 二 入札に参加する者に必要な資格

(十一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(十二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(十三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(十四) 三 契約条項を示す場所等

(十五) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

(十六) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(十七) 秋田県出納局管財課契約班(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(十八) (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

(十九) 秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

(二十) 規定する県の休日を除き、平成十七年四月十五日(金)から同月二十五日(月)

(二十一) までの期間、随時交付する。

(二十二) 四 入札執行の日時及び場所

(二十三) 平成十七年五月九日(月)午後二時三十分

(二十四) 五 入札保証金

(二十五) 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第百

(二十六) 六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

(二十七) 六 その他

(二十八) (一) 入札の方法

(二十九) 入札金額は、一組当たりの単価とする。

(三十) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

(三十一) する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第

(三十二) 四位までの金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税

(三十三) に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金

(三十四) 額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(一) 入札の無効

(二) 規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

(四) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

(五) する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ

(六) により決定する。

(七) (四) 提出書類等

(八) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

(九) に記載された必要書類等を提出すること。

(十) (五) その他

(十一) 詳細は、入札説明書による。

教育委員会告示

秋田県立図書館総合電算システムについて企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

平成十七年四月十五日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

一 企画提案書の提出を求める事項

(一) 企画提案書の提出を求める業務(以下「公告業務」という。)(の名称

(二) 秋田県立図書館総合電算システム

(三) 公告業務の内容

(四) 秋田県立図書館における蔵書管理、利用者管理及び関連情報の電算化による利

(五) 便性の向上及び事務の効率化、省力化を図るため、総合電算システムの設計開発

(六) を行い、同システムを秋田県に貸与する。

(七) (三) 履行場所

(八) 秋田市山王新町十四番三十一号 秋田県立図書館

(九) (四) 履行期限

(十) 設計開発期限 平成十七年九月三十日(金)

(十一) 貸与期間 平成十七年十月一日(土)から平成二十四年九月三十日(日)ま

(十二) で

二 企画提案書を提出する者に必要な資格

(一) 企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる者以外の者で、三による認

(二) 定を受けたものとする。

(三) (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項に規

定する者

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号に規定する者でその事実があった後二年を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。)

(三) 提出資格の認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者

三 提出資格の認定の手続

(一) 提出資格の認定の申請

企画提案書を提出しようとする者は、次により秋田県教育委員会に申請し、提出資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる事項を記載した提出資格認定申請書(以下「申請書」という。)

二部

ア 住所又は所在地、氏名又は名称及び法人その他の団体にあつては代表者の氏名並びに電話番号

イ 申請の日における職員数及び専門分野別技術職員の資格等

ウ 申請の日までに履行した公告業務と同程度の同種又は類似のシステム構築業務の履行内容

エ 公告業務の履行体制(担当者の職、資格、経験等)

提出方法

持参し、又は郵送すること。

(3) 提出期間

平成十七年四月二十五日(月)から同年五月二日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで(郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時十五分まで必着)とする。なお、提出後における申請書の追加及び変更は認めない。

提出場所

郵便番号〇一〇 〇九五二 秋田市山王新町十四番三十一号

秋田県立図書館 電話〇一八 八六六 八四〇〇

(二) 提出資格の認定の時期

平成十七年五月十六日(月)

提出資格の認定の結果の通知

提出資格の認定の結果は、書面により申請者に通知する。

(四) 提出資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

(1) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について秋田県教育委員会に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(三)による通知を受けた日から七日以内に、説明を求める旨を記載した書面

を(一)4の場所に提出しなければならない。

(2) 説明を求めた者に対しては、(1)の書面の提出があった日から七日以内に書面により回答する。

四 企画提案書の提出手続

(一) 提出書類

次に掲げる事項を記載した企画提案書(A四判横長用紙、横書き、左とじ)

十部

(1) 提案するシステムの概要

(2) ソフトウェアの内容

(3) ハードウェアの内容

(4) システムの維持管理の方法

(5) 経費の概算額及びその内訳

提出方法

持参し、又は郵送すること。

(三) 提出期間

平成十七年五月十六日(月)から平成十七年五月十九日(木)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで(郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時十五分まで必着)とする。

なお、提出後における企画提案書の追加及び変更は、認めない。

提出場所

(一)(四)と同じ。

五 最優秀提案者の選定等

(一) 選定に関し審査する事項

企画提案書を提出した者(以下「提案者」という。)(のうち最も優れた提案を行ったと認められるものを選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。

(1) 公告業務に関する説明書の理解度並びに企画提案書の内容の的確性、創造性及び実現性

(2) 公告業務の実施設計及び実施方法の妥当性

(3) 公告業務を履行する能力

(4) 公告業務と同程度の同種又は類似の業務に係る実績

(5) 公告業務の履行に係る経費の額

(二) 選定方法

次により、第一段階及び第二段階の選定を行う。ただし、提案者が少数である場合等においては、第一段階の選定を行わないことがある。

(1) 第一段階

- (2) 提出された企画提案書を審査し、優秀なものを五件程度選定する。
第二段階
第一段階で選定された企画提案書を対象として審査を行い、最も優れた提案を行った提案者を決定する。
- (三) 選定の時期
選定は、平成十七年五月二十七日(金)までに行う。
- (四) 選定の結果の通知
選定の結果については、書面により通知する。
- 六 公告業務に関する説明書の交付期間及び交付場所
三(一)三及び三(一)四に同じ。
- 七 その他
- (一) この公告に係る手続において使用する言語
日本語
- (二) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (三) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。
- (四) 最優秀提案者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容について説明を求めることがある。
- (五) 問い合わせ先
秋田県立図書館 電話〇一八 八六六 八四〇〇

選挙管理委員会告示

秋選管告示第六十号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成十七年三月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十七年四月十五日
秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

Summary
(1) Subject matter
Proposals for the creation of an electronic prefecture library total system
(2) Deadline for the submission of Proposals
5:15 P.M.19May, 2005
(3) Contact information
Akita Prefectural library
14-31 Samoshimachi, Akita City, Akita Prefecture 010-0952, Japan
TEL 018-866-8400

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小塚光子と元気な仲間たち	小塚光子	佐藤秀子	北秋田郡鷹巣町米代町三番六号 成仁ビル二階	平成十七年三月一日
大内町柳田弘後援会	佐々木秀綱	工藤鈴夫	由利郡大内町岩谷町字西越六十八番地九	平成十七年三月四日
柳田弘矢島町後援会	佐藤清圓	土田卓三	由利郡矢島町七日町字熊之堂四番地	"
高橋さおき後援会	高橋佐知	細川博昭	仙北郡角館町東勝菜丁二十六番一号	平成十七年三月七日
寺田すけしる鹿角後援会	杉原庄吾	勝田士郎	鹿角市十和田末広字紀ノ国平四十二番地	平成十七年三月八日

一 政党

秋選管告示第六十一号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十七年三月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨

の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十七年四月十五日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
秋田県を再生する会				平成十七年三月十一日
高橋猛後援会				平成十七年三月十六日
柳田弘西目町後援会				〃
新しい由利本荘市を創る会				平成十七年三月二十二日
かしま幸子を支援する会				〃
鈴木一後援会				〃
二信会				〃
大江なおゆき後援会				平成十七年三月二十三日
柳田弘由利後援会				平成十七年三月三十日
北秋田市をつくる元気な仲間たち				平成十七年三月三十一日
佐藤よしひろ後援会				〃
谷口賢一郎	谷口知子	秋田市桜方丘二丁目二番四号		
高橋誠孝	高橋清信	仙北郡美郷町浪花字大畑九十番地		
三浦孝郎	三浦昭夫	由利郡西目町沼田字西瀧三百五十六番地三		
熊谷貞子	佐藤 肇	由利本荘市薬師堂字谷地二百二十八番地五		
川崎 明	佐藤 敬二	平鹿郡増田町増田字七日町百三十八番地		
樽川 勉	泉 嘉成	仙北郡美郷町土崎字久保田六十八番地一		
藤原一男	藤原寛文	湯沢市愛宕町二丁目三百十番三号		
佐藤 安治	藤原義美	雄勝郡羽後町西馬首内字裏町百三十六番地		
村上 亨	高橋 信雄	由利本荘市川西字奉行免四十四番地		
佐藤 秀子	小塚 光子	北秋田市米代町三番六号 成仁ビル二階		
佐藤 吉寛	佐藤 吉寛	由利郡金浦町金浦字十二林二百一番地一		

政治団体の名称		異動事項		届出年月日
代表者	政治団体の名称	新	旧	
秋田県農協政治連盟あきた北支	はせへ誠後援会	代表者	政治団体の名称	平成十七年三月七日
佐藤 公己	長谷部誠後援会	辻 兵吉	本荘市薬師堂字谷地二百二十八番地五	
岸野 福雄	はせへ誠後援会	石黒 佐喜男	由利郡大内町岩谷字西野百三十三番地一	平成十七年三月三十一日
自由民主党秋田県たばこ耕作支部	自由民主党秋田県自動車整備支部	代表者	代表者	平成十七年三月二十五日
加藤 義孝	伊藤 哲之	吉尾 勝美	加藤 義孝	
自由民主党岩城支部	自由民主党西仙北支部	代表者	代表者	平成十七年三月十六日
後藤 昌伸	柴田 正敏	大石 廣	由利本荘市岩城赤平字長ヶ沢百五十九番地	
自由民主党雄物川支部	自由民主党トラック支部	代表者	代表者	平成十七年三月十一日
嵯峨 博	近藤 道哲	石田 哲治	仙北郡西仙北町刈和野字愛宕下二百四十六番地一	
社会民主党秋田県連合	社会民主党秋田県連合	代表者	代表者	平成十七年三月二日
山本 喜代宏	山本 喜代宏	佐々木 長秀	旭谷 光雄	

小笠原充宏後援会	平鹿町寺田すけしろ後援会	みつら一夫後援会	住民参加の村政をすすめる会	せたがわ米一連合後援会	菅原ひろお後援会連合会	秋田県トラック事業経営研究会	二坂信邦後援会	渡辺彦兵衛後援会	二坂信邦と語る会	全国社会保険推進連盟 秋田県支部							
会計責任者	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者							
湯瀬政弘	真田倉平	平鹿郡平鹿町浅舞字蛭野二百八十六番地	三浦昭栄	鈴木壱夫	木村誠一	南秋田郡大潟村字西二丁目二番三号	住民参加の村政をすすめる会	伊勢準造	工藤良一	菅原ひろお後援会連合会	嵯峨博	近藤道哲	湯沢市愛宕町二丁目三百十番三号	南秋田郡五城目町字下夕町四十八番地	湯沢市愛宕町二丁目三百十番三号	鈴木侃市	秋田市上北手荒巻字前田三十八番地
黒沢厚二	遠藤芳徳	平鹿郡平鹿町中吉田字上藤根十四番地	三浦秀明	丸藤孝雄	涌井徹	南秋田郡大潟村字東二丁目三番六号	住民参加の村政をつくる会	松橋重雄	高橋安己	菅原ひろお後援会	旭谷光雄	石田哲治	湯沢市相川字禁百五番地	南秋田郡五城目町東磯ノ目一丁目六番十三号	湯沢市相川字禁百五番地	津嶋六郎	秋田市広面字野添六十九番地三
平成十七年三月十六日	平成十七年三月十五日		〃			平成十七年三月十四日		〃	〃				平成十七年三月十日	〃	〃		平成十七年三月九日

	目時ひでき後援会	北林孝市後援会	きし茂紀後援会	門脇けんろう後援会		石山米男後援会		秋田県クリーニング組合政治連盟	全国たばこ耕作者政治連盟秋田県支部	秋田商工政和会	米山七郎後援会		高橋昭後援会		加藤鉱一後援会	加賀屋ちづ子後援会	
主たる事務所の所在地	代表者	代表者	代表者	代表者	会計責任者	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	代表者	会計責任者	代表者	代表者	代表者	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	
北秋田市米代町二番十号	目時英規	清水重蔵	岸茂男	門脇晃幸	佐藤甚一郎	沓沢隆一	平鹿郡増田町増田字上町七十三番地	福岡克正	根本淳二	加藤義康	白根次男	須合邦夫	高橋一隆	高橋義雄	由利本荘市曲沢字曲沢四番地	由利本荘市岩城亀田大町字肴町七番地	秋田市土崎港中央六丁目十三番四十七号
北秋田郡鷹巣町米代町二番十号	目時喜造	石上利吉	小野芳男	門脇久吉	織田安太郎	小玉貞太郎	平鹿郡増田町増田字七日町百三十八番地	佐藤一三四	平山知太	加藤義孝	山王丸 潔	船越久男	榎本 肇	高橋和明	由利本荘市曲沢字曲沢百五十九番地一	由利郡岩城町亀田大町字肴町七番地	秋田市土崎港中央一丁目十一番四十一号
	〃	〃	〃	〃		〃		平成十七年三月二十八日	平成十七年三月二十五日	平成十七年三月二十四日	〃	〃	〃		平成十七年三月二十二日	平成十七年三月十八日	

吉岡興後援会	会計責任者	成田 誠	武藤 充郎	平成十七年三月二十八日
秋田県自動車整備政治連盟	代 表 者	伊藤 哲之	石黒 佐喜男	平成十七年三月三十一日
まさき寿浩後援会	会計責任者	真崎 寿浩	真崎 忠夫	"

秋選管告示第六十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成十七年三月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十七年四月十五日

その他の政治団体

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
山上文明後援会	平成十七年二月二十八日	平成十七年三月二日
小田切康人後援会	"	平成十七年三月七日
高橋久夫後援会	平成十六年十二月三十一日	"
高橋とらお後援会	平成十七年二月二十八日	平成十七年三月九日
新田厚後援会	平成十七年三月九日	"
小野とみぞう後援会	平成十六年十二月十日	平成十七年三月十日
桜田謙吾後援会	平成十七年二月二十八日	"
押切宗助後援会	平成十七年三月十三日	平成十七年三月十六日
高橋たかし後援会	平成十七年三月一日	"

猿橋幸之助後援会	平成十六年十二月三十日	平成十七年三月十七日
児玉孝後援会	平成十六年十二月三十一日	平成十七年三月十八日
門脇茂雄励ます会	"	平成十七年三月二十二日
柴田林之助後援会	平成十二年十二月二十五日	"
田中喜一郎後援会	平成十七年三月五日	"
武藤清後援会	平成十七年二月二十八日	"
堀井一清後援会	"	"
和泉明後援会	平成十七年三月十日	平成十七年三月二十三日
金田勝年大森町後援会	平成十六年十二月二十五日	"
秋田県料理組合政治連盟	平成十六年三月三十一日	平成十七年三月二十四日
しらかわ雅孝後援会	平成十七年三月二十四日	"
川上兼義後援会	平成十七年三月二十一日	平成十七年三月二十八日
目時ひでき後援会	平成十六年十二月二十五日	"

山口富治後援会	平成十七年三月三十日	平成十七年三月三十日
素敵な秋田市を創る市民の会	平成十六年十一月三十一日	平成十七年三月三十一日
高橋兵一後援会	平成十七年三月三十日	"
丸の内くるみを交える会	平成十六年十一月三十一日	"

秋選管世示第六十三号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたのび、同法第二十條第一項の規定により、その報告書の要旨を公表する。

平成十七年四月十五日
 秋田県選挙権選挙事務課 田 中 豊 一

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

その他の政治団体

政治団体の名称 山上文明後援会

報告年月日 平成17年3月2日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額 88,522円

前年からの繰越額 88,522円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 0円

政治団体の名称 新田厚後援会

報告年月日 平成17年3月9日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額 2,955円

前年からの繰越額 2,955円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 0円

政治団体の名称 桜田謙吾後援会

報告年月日 平成17年3月10日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額 995円

前年からの繰越額 995円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 995円

収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳

経常経費 995円

備品・消耗品 995円

合計 995円

政治団体の名称 押切宗助後援会

報告年月日 平成17年3月16日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額 231,561円

前年からの繰越額 231,561円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 0円

政治団体の名称 猿橋幸之助後援会

報告年月日 平成17年3月17日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額 32,295円

前年からの繰越額 32,295円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 32,295円

収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳

経常経費 32,295円

備品・消耗品 32,295円

合計 32,295円

政治団体の名称 児玉孝後援会

報告年月日 平成17年3月18日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額 1,400円

前年からの繰越額 1,400円

本年の収入額	0円	経常経費	1,000円
(イ) 支出総額	1,400円	事務所費	1,000円
イ 収入・支出の内訳		合計	1,000円
(ア) 支出の内訳		政治団体の名称	しらかわ雅孝後援会
経常経費	1,400円	報告年月日	平成17年3月24日
事務所費	1,400円	ア 収入・支出の総額	
合計	1,400円	(ア) 収入総額	8,000円
		前年からの繰越額	8,000円
		本年の収入額	0円
政治団体の名称	柴田林之助後援会	(イ) 支出総額	8,000円
報告年月日	平成17年3月22日	イ 収入・支出の内訳	
ア 収入・支出の総額		(ア) 支出の内訳	
(ア) 収入総額	8,000円	経常経費	8,000円
前年からの繰越額	8,000円	人件費	8,000円
本年の収入額	0円	合計	8,000円
(イ) 支出総額	8,000円	政治団体の名称	堀井一清後援会
イ 収入・支出の内訳		報告年月日	平成17年3月22日
(ア) 支出の内訳		ア 収入・支出の総額	
経常経費	8,000円	(ア) 収入総額	1,060円
人件費	8,000円	前年からの繰越額	1,060円
合計	8,000円	本年の収入額	0円
		(イ) 支出総額	0円
		政治団体の名称	秋田県料理組合政治連盟
		報告年月日	平成17年3月24日
		ア 収入・支出の総額	
		(ア) 収入総額	1,000円
		前年からの繰越額	0円
		本年の収入額	1,000円
		(イ) 支出総額	1,000円
		イ 収入・支出の内訳	
		(ア) 支出の内訳	
		経常経費	1,000円
		事務所費	1,000円
		政治活動費	1,000円
		組織活動費	1,000円
		機関誌の発行その他の事業	1,000円
		機関誌の発行事業費	43,245円
		宣伝事業費	94,500円
		合計	532,565円
		2 収入及び支出のない団体	
		その他の政治団体	
		政治団体の名称	
		報告年月日	

小田切康人後援会	平成17年3月7日
高橋久夫後援会	"
高橋とらお後援会	平成17年3月9日
小野とみぞう後援会	平成17年3月10日
高橋たかし後援会	平成17年3月16日
門脇茂雄励ます会	平成17年3月22日
田中誓一郎後援会	"
武藤清後援会	"
和泉明後援会	平成17年3月23日

金田勝年大森町後援会	"
川上兼義後援会	平成17年3月28日
田時ひでき後援会	"
山口憲治後援会	平成17年3月30日
高橋兵一後援会	平成17年3月31日
丸の内くるみを支える会	"

秋選管告示第六十四号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、
 次の公職の候補者から資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の
 規定に基づき、告示する。
 平成十七年四月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の 届出した者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	
高 橋 佐 知	角館町議会議員 （候補者となる 者）	高橋さおき後援会	仙北郡角館町東勝楽町二十六番一号	平成十七年三月七日
谷 口 賢 一 郎	秋田県知事（候 補者となる者）	秋田県を再生する会	秋田市桜が丘二丁目二番四号	平成十七年三月二十二日

秋選管告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
 次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十

九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年四月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体		代表者氏名	届出年月日
		名	主たる事務所の所在地		
押切 宗 助	雄勝町長(候補者になろうとする者)	押切宗助後援会	雄勝郡雄勝町寺沢字中川原一番地二十四	押切 宗 助	平成十七年三月十六日
児 玉 孝	秋田県議会議員(候補者になろうとする者)	児玉孝後援会	南秋田郡飯田川町和田妹川字石田十五番地二十	児 玉 孝	平成十七年三月十八日
門 脇 茂 雄	大仙市議会議員(現職)	門脇茂雄励ます会	大仙市大田町齊内字長持五十七番地	門 脇 茂 雄	平成十七年三月二十二日

秋選管告示第六十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成十七年四月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 種類 平成17年3月31日まで提出された政治資金規正法第12条第1項の規定による報告書
- 2 報告書の要旨(平成15年分)

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額		前年からの繰越額	翌年への繰越額	収入項目別の金額の内訳										
		収入総額	支出総額			党・会費		寄附				事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入	本年の収入額
						金額	員数	個人(うち特定寄附)	法人・その他の団体	政治団体	小計(うちあつせんによるもの)					
つかだ勇後援会	H17.3.1	円 1,738,027	円 1,555,933	円 406,027	円 182,094	円	人	円 1,332,000	円	円	円 1,332,000	円	円	円	円 1,332,000	
晶貞一郎後援会	H17.3.3	0	0	0	0						0				0	
阿部久夫後援会	H17.3.22	0	0	0	0						0				0	
川上兼義後援会	H17.3.23	0	0	0	0						0				0	
門脇けんろう後援会	H17.3.28	円 43,775	0	円 43,775	円 43,775						0				0	
岩間善直後援会事務所	H17.3.29	0	0	0	0						0				0	
秋田地域計画研究所	H17.3.30	円 500,000	円 472,900	0	円 27,100			円 500,000			円 500,000				円 500,000	
石塚かしわ後援会	H17.3.30	円 3,083,207	円 2,377,452	円 583,207	円 705,755			円 2,500,000			円 2,500,000				円 2,500,000	
いとうゆずる後援会	H17.3.31	0	0	0	0						0				0	

支出項目別の金額の内訳															
経常経費					政治活動費								合計		
人件費	光熱水費	備品 消耗品費	事務所費	計	組織活動費	選挙関係費	機関誌の発行その他の事業費				調査研究費	寄附・交付金	その他の経費	計	うち交付金支出
							機関誌の発行事業	宣伝事業	政治資金パーティー	その他の事業					
円	円	円 74,890	円 43,370	円 118,260	円 1,145,023	円	円 56,400	円 236,250	円	円	円	円	円 1,437,673	円 1,555,933	
				0									0	0	
				0									0	0	
				0									0	0	
				0									0	0	
		円 51,200	円 124,000	円 175,200	円 270,000					円 12,600	円 15,100		円 297,700	円 472,900	
	円 7,962	円 448,100	円 211,770	円 667,832	円 1,171,620		円 315,000		円 223,000				円 1,709,620	円 2,377,452	
				0									0	0	

秋選管第六十七号
 次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成十七年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に

基づき、告示する。

平成十七年四月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党中仙支部	大野 忠右工門	富岡 初男	大仙市長野字二日町四十八番地三

二 資金管理団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
いい人いい街を創る秋田の会	岸部 良二	岸部 君子	秋田市大住三丁目十番十五号
境一孝後援会	境 一孝	前田 己加	大仙市飯田字大道端四十五番地

三 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
秋田県政治経済研究会	高橋 日出夫	高橋 日出夫	雄勝郡羽後町西馬音内堀回字塩出山一番地十五
石井会	佐々木 広昭	佐々木 広昭	大館市十二所町字台四十二番地
おばた博行後援会	畠山 昭	佐藤 完	北秋田市綴子字前野百六十八番地二十二
熊谷新行後援会	中村 博人	熊谷 修	鹿角郡小坂町小坂字曲戸三十八番地四
ささき鉄弘を育てる会	鈴木 長	佐々木 弘	能代市字下悪戸八十三番地二

和泉嘉郎後援会	顛天	山田ひろやす後援会	躍志政友会	南秋田郡イトマン後援会	原田喜一後援会	高橋照雄後援会	たかはし一男後援会	政治結社つちの会	杉本ミキ後援会	さはら孝夫後援会
渡辺源一	市川雅由	佐藤金一	吉尾直幹	石井道也	佐藤安夫	高橋勲	石山政道	河道幸治	伊藤金義	上村幸悦
大森政輔	市川雅由	佐藤芳司	伊藤宏次	伊藤新作	佐藤源次郎	倉田謙吉	高橋恵美	嶋田勇雄	西村伸平	吹谷五十三
雄勝郡羽後町足田字土館三番地	秋田市八橋三和町一番十八号	北秋田市阿仁根子字根子又六十九番地	由利本荘市石脇字尾花沢五十四番六十号	南秋田郡五城目町字七倉百三十二番地一	由利本荘市鳥海町下笹子字上杉沢三十八番地一	大仙市太田町国見字若泉七十一番地二	大仙市神宮寺字屋敷南三十一番地一	秋田市新屋南浜町四番六十三号	男鹿市五里合箱井字町屋田二百二十一番地	秋田市土崎港中央一丁目十六番二十三号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

発行所 秋田県 秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 秋田県 秋田市山王七丁目五番二十九号

秋田県 秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 082-8766000
 FAX 082-8766005
 E-mail: matsubara@matsumaransatsu.co.jp

